

# 介護職員として 再就職する方を 応援します!



## 介護人材再就職準備資金貸付制度の内容

### 貸付 条件

千葉県内で介護職員として再就職する場合  
準備金をお貸しします。

- 貸付限度額…**40**万円以内
- 貸付回数…1人につき1回
- 貸付利子…**無利子**



### 貸付 対象者

- 1 千葉県内に在住の方
- 2 介護職員として実務経験を1年以上有する方
- 3 いずれかの資格を有する方(介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者)
- 4 介護施設に介護職員として再就職が決定(内定)した方
- 5 直近の離職日から再就職までの間に、  
離職介護福祉士等届出制度へ届出した方  
※申込みにあたり連帯保証人が1名必要です



### 貸付 対象となる 経費

情報収集や講習会参加経費、参考図書購入費用、再就職時に必要な靴・鞆・被服費用、  
転居を伴う際の敷金・礼金、通勤用の自転車等購入費用、子どもの預け先を探す際の  
活動費用 など…

※申請時に申請書とともに「**再就職準備金利用計画書の提出**」が必要です。



### 返済免除 の要件

再就職の日から2年間  
千葉県内の介護施設・事業所に  
介護職員として従事(勤務)した場合

※他業種への転就職等の場合は返還となります

→ **貸付金の全額が  
返還免除されます。**

お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL043-216-3085 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル5F <http://www.chibakenshakyo.net/>

2020.4.ver



# 離職した介護人材の再就職準備金貸付制度 申請手続きの流れ



申請者



1 離職後福祉人材センターへ登録 右のQRコードからも登録できます



2 事業所又は施設へ介護職員として再就職内定(決定)



3 千葉県社会福祉協議会へ所定の申請書類を提出

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ①貸付申請書     | ⑥個人情報の取り扱いについて            |
| ②利用計画書     | ⑦顔写真付きの身分証明書の写し           |
| ③雇用(内定)証明書 | ⑧住民票(申請者と連帯保証人分)          |
| ④実務経験証明書   | ⑨所得証明書                    |
| ⑤資格証明書の写し  | ⑩在留カードの写し(日本国籍を有していない方のみ) |



4 貸付審査・貸付の決定

決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



5 借用証書等を提出

借用証書の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙も必要です。  
※貸付決定通知書到着後14日以内に千葉県社会福祉協議会へ提出してください。



申請者の口座へ再就職準備金を受領



6 返還猶予申請書及び介護人材再就職準備金業務従事届を提出

介護の業務に従事し返還猶予申請



7 返還免除申請書を提出

介護職員として2年間引き続き従事後に申請

